

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第9号

令和2年9月1日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	岩本尚史君	情報管理課長	山田茂人君

保険年金課長 岩野秀夫君
産業振興課長 小川泉君
子育て支援部 越中洋君
副参事
生活福祉課長 川田貴之君
環境課長 下村和郎君
下水道課長 廣瀬裕君

課税課長 真野淳君
保育課長 関田孝志君
青少年課長 石川博隆君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
学校教育部 富田和己君
副参事

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 4 0 号議案 平成 3 1 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 4 1 号議案 平成 3 1 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 4 2 号議案 平成 3 1 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 4 3 号議案 平成 3 1 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 4 4 号議案 平成 3 1 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 4 5 号議案 平成 3 1 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 第 7 号報告 平成 3 1 年度東大和市健全化判断比率について

第 1 1 第 8 号報告 平成 3 1 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第 1 2 第 1 8 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

第 1 3 第 1 9 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 4 第 4 6 号議案 専決処分の承認について

第 1 5 第 4 7 号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

第 1 6 第 4 8 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

第 1 7 第 4 9 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 8 第 5 0 号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第 1 9 第 5 1 号議案 東大和小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

第 2 0 第 5 2 号議案 東大和小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

第 2 1 第 5 9 号議案 市道路線の認定について

第 2 2 第 6 0 号議案 市道路線の変更について

第 2 3 第 6 2 号議案 市道路線の一部廃止について

第 2 4 第 6 1 号議案 市道路線の変更について

第 2 5 第 6 3 号議案 電算機器等の購入契約について

- 第26 第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）
- 第27 第54号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 第55号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第29 第56号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第30 第57号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第31 第58号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第32 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から議事日程第32まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和2年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る8月27日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日9月1日より9月18日までの18日間といたします。

会議録署名議員は、8番 中村庄一郎議員及び21番 床鍋義博議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第40号議案から第45号議案までの6議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。第7号・第8号報告、第18号・第19号同意、第46号議案から第52号議案、第59号議案、第60号議案、第62号議案、第61号議案、第63号議案、第53号議案から第58号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。そのうち第59号議案から第62号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

9月2日から4日、7日、8日の5日間は一般質問となります。

9月9日水曜日から17日木曜日までの9日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

議案及び陳情審査を行う常任委員会等の日程について申し上げます。

9月10日、午前9時30分から総務委員会を、9月11日、午前9時30分から厚生文教委員会を、9月14日、午前9時30分から建設環境委員会を、また同日、午後1時30分から代表者会議を、9月15日、16日の両日、午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

また、16日、午後1時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は開催いたしません。

18日、最終日は、第1号選挙、常任委員会等審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決の後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は9月3日、午後5時までといたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは9月10日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは9月15日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、選挙1件、報告案件2件、同意案件2件、議決案件24件で、計29件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は17名です。

8月26日正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は4件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上が、今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本定例会においての本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和2年第3

回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として本会議中は議場の西側の扉、傍聴席の北西側の扉、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ3密を避けるため答弁の予定がない部長職は退席ができることとし、感染防止対策を取ることにいたします。

なお、説明員席の配置につきましては、通常どおりといたします。

議員につきましても、3密を避けるため、定例会初日及び最終日の議案等審議においては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員で出席することとし、一般質問についてのみ定足数11名以上を満たすように各党派等で調整を行うことで退席できるものといたします。

また、速記者の感染防止対策として、演壇席前方に飛沫感染防止パネルを設置し、休憩ごとに消毒を行うことといたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

8番 中村 庄一郎 議員

21番 床鍋 義博 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を御配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、7月1日に東京都市長会総務・文教部会並びに厚生部会が開催されました。

各部会における議事1、令和3年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。いずれも部会としての要望事項案を取りまとめることについて、決定したものであります。

次に、7月9日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。オリンピック組織委員会が大会延期に伴う新たな大会の準備状況を公表したことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2の大規模風水害時における市区町村への情報連絡要員の派遣についてであります。市区町村との情報連絡体制を構築するため、必要に応じて情報連絡要員を派遣することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事3の令和元年台風第19号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書の変更についてであります。宮城県大崎市における災害廃棄物の追加処理を行うため、協定変更を行うことなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の地方特例交付金等についてであります。東京都主税局が令和元年度に総務省に報告した数値を修正したことに伴い、地方特例交付金に変更が生ずる見込みであることについて、東京都から説明がありました。

次に、議事5の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和2年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合協議会において協議された事項等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事6の令和3年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。東京都市長会の各部会で協議した内容を基に、83の要望事項とすることについて、決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月22日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の市区町村との共同による感染拡大防止対策推進事業（案）についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る情報共有を図ることなどを目的に、東京都と市区町村で構成する協議会を設置することについて、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、7月9日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

次に、8月17日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の流域下水道の改良費市町村負担についてであります。安定的な事業運営を行うため、利益剰余金を充当してきた改良費市町村負担金について、令和3年度以降は市町村が直接負担することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の行政手続のデジタル化に向けた東京都の取組についてであります。都民サービス向上の観点から、全ての行政手続を来庁せずにデジタルで行える環境の構築を目指すことなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事3の多摩振興事業の実績報告2019についてであります。市町村と東京都が連携し、進めてきた事業の2019年度取組実績について、東京都から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月24日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の新型コロナウイルス感染症専門医療施設の設置についてであります。都立……（「専用と読みます。専用です」と呼ぶ者あり）失礼しました。新型コロナウイルス感染症専用医療施設の設置についてであります。都立多摩総合医療センターの一部に、新型コロナウイルス感染症専用医療施設を設置することについて、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、8月17日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

最後に、この場をお借りいたしまして、東京都市長会における取組を紹介させていただきます。

東京都市長会では、令和2年度におきまして、かねてより検討を進めてまいりました会議のペーパーレス化が実施されることとなりました。具体的には、令和2年7月までにタブレット機器の購入や操作説明会などが行われ、先ほど御報告させていただきました8月開催の会議並びに10月開催の会議につきましては、機器操作に慣れる意味合いから、紙資料と電子資料を併用いたしますが、11月開催の会議以降は電子資料のみを使用することとなりました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○6番（尾崎利一君） いただいた市長報告の資料の4のところですが、災害廃棄物の処理に関する協定書の変更ということですが、東大和市も含む3市の衛生組合で、今、焼却炉を造ろう、更新しようということで事業を進めてますけれども、この規模に関わるような変更があるのかどうか、1点です。

それから、2点目が資料9の流域下水道事業における改良費市町村負担についてですけれども、東大和市も水が出て、流域下水道事業始まるって話もありますけれども、当市における流域下水道事業に関わる影響について、現段階で分かるのであれば教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 9ページ、資料4の災害廃棄物の関係でございますが、こちらにつきましては、かつての3.11のときの国の処理スキーム、また東京都の処理スキーム、そちらにのっとって災害廃棄物の協力要請に応じるという形になっております。

したがって、小平・村山・大和衛生組合は、今年ここで焼却施設の更新計画、こちらのほうの契約を締結して、これから具体的な事務処理を進めるということがございます。東京都へも打診がかかりまして、多摩地区内の焼却施設で、幾つかの自治体で協力をするというので、現状ではその協力の範囲で応援は足りるという状況になっておりますので、衛生組合での焼却施設の更新、こちらのほうには影響はないということになっております。

以上です。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 2点目の御質問にございました流域下水道事業における改良費の市町村負担についてでございますけれども、これまで改良費におきましては、維持管理負担金の利益剰余金が相当ありましたので、それを充てて工事を行ってきたところであります。この最近の状況から、それも底を尽きそう

だということで、来年度分から市町村に改めて改良費としての負担をお願いしたいということが東京都のほうから示されておりまして、金額については、まだはっきりしたことは示されておりませんが、来年度から新たに改良費負担というのが生じることになるというふうな御説明がありました。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 資料4のほうは分かりました、影響はないということですね。資料9のほうで、東大和市でも、この事業が着手され、進んでいくってということになると思いますが、そうすると、市の負担が当初よりは増える可能性があるという理解でいいんでしょうか。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 新しい支出として、増えるということになるということです。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和2年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、5月29日に東京都市議会議長会定例総会が書面により開催されました。

会務報告及び令和2年度の研修計画、事業計画並びに令和2年度東京都市議会議長会関係役員について承認されました。

次に、7月8日に東京河川改修促進連盟理事会が書面により開催されました。

内容につきましては、令和元年度事業報告及び歳入歳出決算について承認し、令和2年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）並びに分担金（案）が原案どおり承認されました。

また、令和2年度の促進大会における大会宣言（案）及び大会決議（案）、令和3年度役員（案）が承認をされました。

次に、7月15日に第52回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会及び第39回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会が書面により開催され、床鍋建設環境委員会委員長とともに書面決議に参加をいたしました。

内容につきましては、それぞれ令和元年度歳入歳出決算及び令和2年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）、総会決議について、いずれも原案どおり承認をされました。

そのほか、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定をいたしました。

次に、8月5日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、令和2年5月29日以降の会務報告のほか、各市提出議案として、西東京市議会から提案のありました内容を基に作成した新型コロナウイルス対策に関する意見書を、東京都市議会議長会として東京都知事へ提出することで承認をされました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第40号議案 平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第41号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第42号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第43号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第44号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第45号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中間建二君） 日程第4 第40号議案 平成31年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第41号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第42号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第43号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第44号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第45号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第40号議案から第45号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第10 第7号報告 平成31年度東大和市健全化判断比率について

○議長（中間建二君） 日程第10 第7号報告 平成31年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第7号報告 平成31年度東大和市健全化判断比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものですが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

この4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか1つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、健全化判断比率を御覧願います。

平成31年度決算におけます各指標であります。1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.65%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計と5つの特別会計を合わせた連結実質収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は17.65%であります。

3の実質公債費比率につきましては、控除財源となる特定財源の増額等によりマイナス2.7%となりました。早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから算出数値は空欄であります。

早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成31年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において、市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） いつも伺ってますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、数値が入ってないわけですが、計算式があるわけですから、数字はあると思うんですね。その数字を一つは伺いたいと思います。

それから将来負担比率について、将来負担額を充当可能財源が上回ったってということですが、それぞれ将来負担額は幾らで、前年比の増減はどうか。充当可能財源等について幾らで、前年比での増減はどうか、伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 健全化判断比率の関係で、御質疑をいただきました。

まず、数値が空欄となっておりますところでございますが、まず、実質赤字比率、こちらにつきましては、マイナスの8.14となっております。

続きまして、連結赤字比率、こちらについては、マイナスの12.84となっております。

続きまして、将来負担比率、こちらについては、マイナスの17.8となっております。

続きまして、将来負担額、また、充当可能財源等の金額と前年比ということですが、将来負担額、こちらにつきましては、281億9,411万8,000円、前年度比で1億1,354万3,000円の増となっております。

続きまして、充当可能財源等でございますが、309億1,216万1,000円となっております。こちらは、前年度比で10億117万3,000円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。それで、将来負担額は前年比で1億1,354万3,000円の増と、充当可能財源等は10億117万3,000円の増ということでしたけれども、特に、これ結局将来負担すべき額よりも、将来負担に対して充当できる財源のほうが多いということだと思っておりますけれども、特に充当可能財源が大きく増えている理由はどのように考えているのか。

それから、今後の将来負担に関わる傾向と伺いますか、どのように見込んでいるのかというあたりを伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 2点御質疑をいただきました。

まず、充当可能財源のほうの増の要因ということでございますが、こちらのほうについては、充当可能特定歳入、こちらが今年度多く見込まれたところでございます。算定上、繰出金に充当します都市計画税等につき

まして、計算上増となるというところが大きな要因かというところで、考えているところでございます。

また、今後の将来負担の見込みということでございますが、現在の見通しですが、新学校給食センターのような大きな建設事業、こちらかなり大きな額で、起債ですとか、財源等もございましたが、単年度での大規模なこれほどの大きな事業というのは、今のところ予定されておりませんので、将来負担が大きく増加する要素はないものと見込んでおります。

しかし、小中学校の長寿命化計画に係ります市債の借入れが見込まれてること、また、今後は老朽化した公共施設等の更新などについて、その財源として借入れも想定されますことから、この点では将来負担に影響が及ぶことも考えられます。

また、一部事務組合での建設事業等の実施に伴いまして、やはり借入金が増加するような場合、こちら組合の構成市として負担金が増となりますので、このあたりも将来負担に影響が及ぶものと考えているところでございます。

引き続きにはなりますが、この将来負担の抑制をするためには、基金の確保が必要と考えております。積立基金を活用することによりまして、将来負担を可能な限り抑制しまして、ひいては健全な財政運営が可能になってくるものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 8分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 第8号報告 平成31年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（中間建二君） 日程第11 第8号報告 平成31年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号報告 平成31年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、経営の状況が悪化した要因の分

析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、資金不足比率の内容につきまして、御説明申し上げます。

第1表、資金不足比率を御覧願います。

平成31年度決算におけます資金不足比率は、1の下水道事業特別会計、2の土地区画整理事業特別会計、共に資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄であります。

なお、経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、平成31年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の経営は、共に健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

日程第12 第18号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（中間建二君） 日程第12 第18号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第18号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、内野裕子委員の任期が令和2年9月30日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました内野裕子氏は、短期大学卒業後により保育士資格を取得され、専門学校において発達障害について学ばれた後、保育士として松戸市役所で勤務されておりました。また、平成29年7月1日から東大和市教育委員会委員を務めておられます。

このことから、行政や保育に関する見識を有し、かつ中学生の保護者であり、教育事情にも明るい内野裕子氏が適任と考え、引き続き東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であ

ります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第18号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第19号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中間建二君） 日程第13 第19号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第19号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、玉盛勝久委員の任期が令和2年9月30日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました玉盛勝久氏は、弁護士及び税理士として活躍されている一方で、平成26年10月1日から東大和市固定資産評価審査委員会委員を務めておられます。また、現在は東京弁護士会税務特別委員会委員及び東京税理士会立川支部民事信託特別委員会委員長としても活躍しておられます。

このことから、法務、税務の両方について広い識見を有し、固定資産の評価にも明るく、かつ人望も厚い玉盛勝久氏が適任と考え、引き続き東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第19号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第14 第46号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第14 第46号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第46号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和2年度東大和市一般会計補正予算（第5号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、市民の方が迅速にPCR検査を受けることができる体制を整えるため、PCRセンターの設置に係る歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

今回の補正予算につきましては、一日でも早くPCRセンターを設置するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年8月17日において、専決処分をさせていただいたものであります。

このため、本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ431億118万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第19款の繰入金は、1,222万円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第4款の衛生費は、1,222万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上によるものであります。

PCRセンターにつきましては、令和2年9月16日から令和3年3月31日までの間で、週に2日の検査を予定しているところであります。

対象者は、市内のかかりつけ医がPCR検査を受ける必要があると判断した市民などであります。

検査数は、1日当たり6件程度を予定しておりますが、状況により増やすことを検討したいと考えております。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算説明書の9ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますけれども、まずこのPCR検査のセンターの設置ということで、検査までの流れと検査方法について教えていただきたいのと、結果までのタイムスケジュールについて詳細に教えていただければと思います。

その結果、陽性及び陰性と判断された方のその後の処置についても教えていただければと思います。

また、検査対象者については、今御説明がありましたとおり、かかりつけ医が必要と判断した市民とのごとでございますけれども、費用含めて、具体的な内容についてお伺いをさせていただきます。

そして、今後ですけれども、状況によって検査数を増やしていくと今御説明ございましたけれども、またその期間と時間の延長などは検討されているのかどうか、お伺いをいたします。

以上です。

○健康課長（志村明子君） まず、PCR検査の流れでございますけども、おおよそ次のような流れになってございます。

まず、患者の方——症状のある方は市内の医療機関に電話連絡をし、相談をし、場合によっては受診をしていただきます。受診に基づいた診察を行った市内医療機関のほうが必要と判断した場合に、PCR検査を予約いたします。予約に基づいてその患者の方は、予約の日時にPCRセンターで検査、検体採取のほうを受けます。PCRセンターで採取した検体につきましては、民間検査会社に引き渡し、検査を依頼いたします。民間検査会社において検体を分析し、検査結果を検査予約をした市内の医療機関に通知をします。市内の医療機関は、患者さんのほうに検査の結果を電話等で連絡をする、そういったような流れになってございます。

方法としましては、PCR検査のうち、鼻の咽頭を拭った方式での検査を予定しております。

続きまして、検査の結果が出るまでに要する時間でございますけども、検査会社によりますと、検体を回収して測定施設に到着後2日から5日を要するというふうに伺っております。こちらは、検体数の受入れ状況によりばらつきがあるということを伺っております。

次に、陽性また陰性になった場合についてでございますけども、どちらにしましても検査の結果の実施件数と結果につきましては、市内医療機関から東京都のほうへ報告することとなっております。陽性の方につきましては、保健所のほうに感染症法上で発生届を出す必要がありますから、市内医療機関から保健所のほうに感染届けを出す形になります。

具体的に陽性の方の療養につきましては、市内医療機関と保健所等が調整し、また患者さんの状況を踏まえながら、主に保健所のほうの指示に基づいて療養に入っていただく形になります。

次に、検査対象の市民の方が負担する費用と具体的な内容についてでございますけども、対象となる市民の方は、まず症状がないか、あるいは軽いかという方を早く検査をして発見するというを目的としておりますことから、市内のPCRセンターの対象は、軽い方もしくは無症状の方になります。

また、医師の診察によって症状が複数ある方、またPCRセンターの検査日までに待たないほうがいいような方、そう医師が判断した場合には、市内の医療機関が市内のPCR検査とは別に、保健所のほうから情報提供を受けているPCR検査が行える医療機関に医師の判断で早めの予約をして受けていただく、そういうような形になるということで、週2日の検査が待てる方を対象に検査を行うということで医師会のほうから伺っております。

検査の費用についてでございますけども、PCR検査自体は行政検査となり、自己負担分については東京都が負担することから、市民の方の費用負担はございません。ただし、市内の医療機関において最初に受けていただいた診察につきましては、保険診療の扱いとなりますことから、自己負担が発生するものでございます。

最後に、期間の延長等についてでございますけども、今のところまず週2回、午後2時間の運営を適切にやっていく中で、その後の検査の実施件数等見ながら、今後状況を見て判断していくものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 9ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費のところですけども、今回、9月16日頃から週2日、各2時間程度、東大和市PCRセンターを設置するというので、東大和市医師会と市当局の御努力に敬意を表したいと思います。

それで、これを聞いたときに、週2日では待ってる間に重症化するのではないかなどという声も上がりましたので、仕組み、今御答弁ありましたけれども、帰国者・接触者センター、保健所を通さなくてもかかりつけ医もしくはかかりつけ医がない場合、任意の医師の判断でPCR検査が必要ということになれば、立川病院や市内にもあるようですけれども、PCR検査を行っている医療機関に紹介されて検査を受けることができるということでもいいのか、再度確認したいと思います。

それから、そういう理解でいいということであれば、医師が必要と認めた場合、これまでPCR検査を行っていた医療機関に加えて、市民については、市のPCRセンターでも検査が受けられる。つまりPCR検査のキャパシティが増えたという理解でいいのか、伺います。

併せて、多摩立川保健所管内においては、現状ではPCR検査体制は充足しているという理解でいいのか、伺います。

それから、次に、市のホームページでは、8月27日開催の第36回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した方針の中に、重症化リスクの高い高齢者層への感染拡大の防止のため、高齢者施設の職員や入所者を対象とした検査体制の構築を検討することとあります。これを踏まえて、翌28日に決定された市の方針には、高齢者施設の検査の問題は触れられていません。

現在の近隣の検査能力でここに記載されている高齢者施設の職員や入所者の検査を実施することはできるかどうか、市の認識を伺います。

それから、もう一つ、秋冬にはさらに大きなコロナ感染拡大の波が来るだろうというふうに言われています。私は、国や東京都が前に出てPCR検査の体制をさらに拡充する必要があるというふうに考えますが、市の考えを伺います。

それから、6ページの繰入金のところですが、財政調整基金から1,222万円を取り崩すということでの財政措置ということですが、今回の今日の議案の中にもGIGAスクールの契約がありますけれども、このGIGAスクールの契約差金だけでも1億4,000万円ぐらい財源出てくるというふうに考えます。そうすると、国のコロナ交付金、全部そういう形で割り振ったということですが、今分かっているだけで1億4,000万円の契約差金、コロナ交付金の財源があるということですから、これを活用して、さらにPCR検査等の事業を拡充することは可能ではないかと思いますが、この点、伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 大きく5点、御質疑をいただきました。

私のほうから3点目、4点目。1点目、2点目は健康課長から、5点目につきましては、財政課長のほうから御答弁をさせていただきます。

3点目の8月27日の東京都の第36回感染症対策本部会議の決定事項等につきましてですが、この中におきましては、東京都において検査体制の構築を検討することというふうになっております。この内容につきましては、まだ市のほうには具体的な点が示されておりません。そういったところございまして、市として方針を出す内容にまで至っていないという状況でございまして、今後東京都は独自の仕組みと言われておりますので、東京都の対応などにつきまして、引き続き情報収集、詳細について把握してまいりたいと、このように考えております。

4点目の検査体制の拡充の関係でございますけれども、今回、早い段階でPCR検査を受けていただくということの中には、当然、重症化リスクの減少をしていただくというふうなことの目的もありまして、こういったことには有効であるというふうには考えております。

国でやはり本部会議が開かれておりまして、季節性インフルエンザ流行期、これからになりますけども、対応としまして、1日20万件程度に拡充するというふうな内容も記載はされております。また、東京都でも先ほど申し上げましたとおり、検査体制の拡充をしていくというふうなことも言われておりますので、引き続き国や東京都とも連携してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 私のほうから1点目と2点目について御答弁させていただきます。

1点目の2日のPCRセンターが待てない方につきましては、受診、診察した医師の判断により週2日の検査日時を待たずに、早めの検査ができる医療機関の御紹介をして、受けていただくということで医師会からは伺っております。

2点目の検査体制が拡充をするのかということにつきましては、市内において開設したことにより検査体制が拡充するものと考えております。

また、立川管内の充足につきましては、昭島、立川市それぞれでPCRセンターの設置に向けて動いているということをお聞きしております。そういったことも含めまして、立川保健所管内における検査体制の充足も進められていくものというふうと考えております。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 予算書6ページの繰入金の関係であります。GIGAスクールとの差金が見込まれるというところでございますが、この後の御審議を賜ります補正予算等でも計上の予定がございますが、そちらのほうの事業費に地方創生の交付金、また東京都の交付金などを充当する予定がございます。そちらのほう対応しますと差引きでまだ一般財源が発生するというような状況となっておりますので、現在のところ見込んでおりますと、それらの差金が発生しましても特定財源、国や東京都の交付金が不足していると、一般財源が発生すると、このような状況で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。

私は公明党を代表し、第46号議案 専決処分の承認について、令和2年度東大和市一般会計補正予算（第5号）に対し賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大に備え、各地の自治体で地域の医師会などと連携し、保健所、帰国者・接触者相談センターを介さなくても、かかりつけ医や地域の診療所からの紹介で直接、感染疑いの人

を受け入れるPCR検査センター、地域外来・検査センターの設置が進められています。7月29日時点で全国248か所に設置済みでございます。

従来は、感染したかもしれないと思う人は、主に保健所に設けられている帰国者・接触者相談センターに相談し、そこでの判断を経て検査を受ける流れでした。現在は、この相談センターを通じた検査に加え、PCR検査センターで検査を受ける新しい流れが設けられました。

公明党は、4月27日の衆議院本会議の代表質問で、PCR検査センターの設置を進める自治体の動きを踏まえ、国が設置や運営などへの支援を通じて可能な限り多くの地域で実施できるようにすべきと主張、2020年度第2次補正予算には、検査センターの設置を推進するための経費が盛り込まれました。

また、私ども、市議会公明党としても、二度にわたる尾崎市長への新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急要望で、医師会との連携強化で新型コロナウイルス感染症の拡大防止に徹底的に努めること、特にPCR検査については、保健所とも連携しながら、市においても実施できるよう最大限の努力をするよう求めてまいりました。このたびPCR検査センターが設置されることによって、市民が医師の指示の下、迅速かつ的確に検査を受けられることを評価いたします。

東京都では、都議会公明党が強く要望し、妊婦が安心して出産に臨めるよう、分娩前にPCR検査や抗原検査を受ける費用の助成に向けて準備を進めています。また、重症化しやすい高齢者の感染を防ぐため、介護施設で働く職員や利用者に対し、公費で定期的にPCR検査ができる体制づくりも進めています。

私ども、市議会公明党としても、国、東京都と連携を密にしながら、市民生活を支えゆく政策を進めゆくことを決意し、賛成討論といたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 第46号議案 専決処分の承認については、東大和市PCRセンターを設置するための補正予算です。日本共産党が繰り返し求めてきたものです。日本共産党を代表して賛成討論を行います。

医師が必要と認めた場合、市民が安心してPCR検査を受けられる体制を拡充するものであり、東大和市医師会と市当局の御努力に敬意を表します。

同時に、秋冬にはさらに大きな新型コロナ感染の波が襲うであろうと言われています。市が国や東京都とも共同して戦略的にPCR検査を桁違いに拡充すること、医療と保健所の体制強化を図るためにさらなる施策を展開するよう求めます。

また、消費税に加えて、新型コロナウイルス感染拡大により地域経済と市民の暮らし、大変疲弊をしています。地域経済と市民の暮らしを守り、応援する施策を一層展開するよう求めて、賛成討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 第47号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第15 第47号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第47号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定につきまして、改正を行うとともに、その他必要な改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

今回は、改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第47号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は3点ございます。

まず1点目は、固定資産税におけるみなす課税対象の追加であります。

地方税法の改正により、固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登録されていない等の事例において、所有者を一人も特定できない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税できることとなりました。このことに伴い、条例においても固定資産の使用者をみなす課税対象に追加する改正を行うものであります。

2点目は、個人住民税における未婚のひとり親に対する寡婦控除等の見直し等であります。

地方税法の改正により、これまで未婚のひとり親は寡婦控除等の対象とはなっていなかったところ、令和3年度の個人住民税から控除の対象とする見直しが行われました。また、この見直しに伴い、個人住民税における人的非課税対象につきましても、ひとり親及び寡婦を対象とする見直しが行われました。これらの見直しを受けて、条例における規定につきまして、整備を行うものであります。

3点目は、軽自動車税における環境性能割臨時軽減の延長であります。

燃費性能に優れる自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置につきまして、令和2年9月30日まで取得したのものに対して実施していたところ、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての地方税法の改正により、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となりました。このことに伴い、条例における規定につきまして、整備を行うものであります。

続きまして、各条文の改正内容につきまして、御説明申し上げます。

本改正条例は、第1条及び第2条につきましては、東大和市税条例を改正し、第3条につきましては、令和元年に公布済みの東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条による改正であります。

第21条の改正は、個人住民税における非課税の範囲につきまして、地方税法の改正に伴い、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する規定を整備するものであります。

第31条の2の改正は、所得控除につきまして、地方税法の改正に伴い、ひとり親控除を追加する等の規定を整備するものであります。

第33条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第33条の3の2の改正は、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書にその旨を記載することを要件としていた規定の削除等を行うものであります。

第33条の3の3の改正は、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書にその旨を記載することを要件としていた規定の削除等を行うものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

第47条の改正は、固定資産税の納税義務者につきまして、地方税法の改正に伴い、調査を尽くしても所有者の存在が不明である場合に、その使用者を所有者とみなすことができる規定の新設等を行うものであります。

第48条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第59条の4の改正は、所有者として登記がされている個人等が死亡している場合、相続人等現所有者へ賦課徴収に必要な事項の申告を求めることができる規定を設けるものであります。

第60条の改正は、正当な理由なく第59条の4の申告を行わなかった場合、過料の対象とする規定を整備するものであります。

第80条の改正は、軽量な葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこの本数へ換算して課税するため、必要な規定を設けるものであります。

なお、この換算方法へは令和2年10月1日から2段階で移行するものであり、第1条による改正は、2段階のうち1段階目であります。

第114条の改正は、第47条の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第146条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれの整理等を行うものであります。

第147条から第150条までの改正は、見出しの規定を整備するものであります。

付則第3条の2及び付則第3条の3の改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するため、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第10条の改正は、地方税法の改正に伴う新型コロナウイルス感染症対策に関する条項を引用する条項に追加する等の規定の整備を行うものであります。

議案資料の3ページを御覧ください。

付則第10条の2の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、生産性革命の実現に向けた事業用家屋及び構築物をわがまち特例の対象に加える規定の新設等のため、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第10条の4から付則第15条までの改正は、規定を整備するものであります。

付則第15条の3の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長するため、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第17条の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を設けるため、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、その適用期限を3年延長する等、必要な規定の整備を行うものであります。

付則第18条6の改正は、第47条の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の11の改正は、浸水被害軽減地区内の土地に係る都市計画税につきまして、わがまち特例を導入するため、必要な規定の整備を行うものであります。

議案資料の4ページを御覧ください。

付則第18条の12につきましては、第18条の11の新設に伴い、同条から条の繰下げを行うものであります。

付則第19条から付則第22条の8までの改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれの整理等を行うものであります。

次に、第2条による改正であります。

第16条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれの整理等を行うものであります。

第17条の改正は、第44条第4項の削除に伴い、規定を整備するものであります。

第20条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれの整理等を行うものであります。

第28条から議案資料5ページにあります第44条までの改正は、法人税法において連結納税が廃止されたことに伴い、規定を整備するものであります。

第80条の改正は、軽量な葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこの本数へ換算して課税するため、規定の整備を行うものであります。

この第2条による改正は、2段階のうち2段階目で、令和3年10月1日施行であります。

付則第3条の2の改正は、第44条第4項の削除に伴い、規定を整備するものであります。

付則第10条及び付則第10条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の7の3の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントが中止等になり、主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、寄附金控除の適用対象とする規定を設けるものであります。

付則第18条の7の4の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限に遅れた場合においても契約期限等一定の要件を満たす場合、控除対象とする規定を設けるものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

次に、第3条による改正であります。

この改正の対象は、令和元年条例第1号の東大和市税条例等の一部を改正する条例であります。

第21条の改正は、単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加する改正規定を削除するものであります。

改正附則第1条の改正は、第21条及び改正附則第4条に係る施行期日の規定を削除するものであります。

改正附則第4条の改正は、第21条の改正規定に係る適用区分の規定を削除するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

ただし、一部の改正規定につきましては、令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日とするものであります。

附則第2条から議案資料の6ページにあります附則第8条までは、それぞれ延滞金、市民税、固定資産税、市たばこ税及び都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） では、何点か伺います。

まず、固定資産税のところ、市内に対象となる土地や家屋が、その所有者が特定できないという、そういうものが現在どのくらいあるのか伺います。

また、所有者が特定できない場合、これまではどのように対応されてきたのか。

あと、この条例改正によって濫用されることのないように、丁寧に対応することが求められると思いますので、今後どのように運用していくのか。また、市の業務の負担軽減にもつながるかどうか、併せて伺います。

それから、未婚のひとり親の寡婦控除の見直しのところですけれども、これは婚姻歴や性別にかかわらず控除の対象となるというのは、必要な措置であって、歓迎するものですが、新たに所得制限が設けられるというふうに思います。対象がせっかく拡大になっても所得制限によってその対象から外れてしまうということもあると思いますので、所得制限は設けるべきではなかったというふうに思うんですけれども、この条例改正によって新たに対象となる人数と影響額、また所得制限が設けられるために新たに対象外となってしまう人数と影響額について、それぞれ教えてください。

○課税課長（真野 淳君） まず1つ目、固定資産税の関係でございます。

件数でございますが、現在のところ、当市においては2か所、相続人が、確定できてないというよりは、相続人がいないという場所がございます。ただ、そこにつきましては、実際に使用しているものはないということになりますので、今回の改正の対象としてははないという形になります。

それから、運用についてのお話をいただきましたけれども、実際にこういった場合は、我々が地道に各市に依頼をしまして、相続人を戸籍で追っていくという形を取っております。なので、今後も亡くなった方がいた場合には、引き続き時間が相当かかります。調査を行いながら、相続人を全員確定をしていって、その中から相続人に対して代表者を定めまして課税を行っていくという形にはなるかと思ひます。

仮にこの調査において相続人がいなくなった場合につきましては、課税ができないという形になるんですけれども、去年、今年と予算措置、主要事業で相続財産管理人という形で予算を取らせていただきまして、家庭裁判所に申立てをしまして、管財人を立てていくという状況で、もし今後も予算措置ができるのであれば、こういうやり方を使いながら整理をしていくという形になろうかと思ひます。

仮に予算も取れないと、実際に相続人も誰もいないと、そこにたまたま誰か使っている者がいたということになった場合は、その使用者に課税をする形に法律上なるんですけれども、その場合には丁寧な説明をしてい

くという形になるろうかと思えます。

それから、事務軽減の話ですけども、先ほど、戸籍調査という形で大変時間がかかるというお話ししてましたけれども、この法律ができましたけれども、その軽減には変わりがありません。逆に、今度は使用者に対して課税をしていくという形になるので、そちらの説明責任、こちらがさらに追加されて負担は増えるという形になるんじゃないかと考えております。

続いて、個人住民税のひとり親の関係ですけれども、新たに対象となる方、非課税に対象となる方は、おおむね10人程度という形で見込んでおります。影響額としては、3万5,000円ぐらいの金額ですけれども。それから今度、控除の関係ですね。ひとり親控除は、恐らく120人程度じゃないかなと見込んでおまして、額としては、230万円ぐらいではないかと見てます。

それから、逆に寡婦控除、所得制限、設けられました関係で対象外となる方、こちら、大体60人ぐらいじゃないかということを見ておまして、金額としては95万円ぐらいではないかというような見込みでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 今未婚のひとり親につきましては、別の方が質疑されたことで分かったこともあるんですけども、今まで非常に御苦労されている方が、既婚、未婚によらず一人で子供を育てるということは大変なことですので、こういう方たちがある意味平等になったことは、非常によかったなと思っているんですけども、この制度が変わったことを当事者にはどのような形で周知がされて、この制度の恩恵を受けることができるのか、教えてください。

○課税課長（真野 淳君） 市民の方への周知のお話でございますけれども、市のホームページであったりとか、あとは課税のチラシをいつも私ども作らせていただいております。その中で今度、令和3年度になりますけれども、令和3年度は改正事項が相当あります。なので、詳しく両面ぐらいのちょっと字もちっちゃめになっちゃうかもしれないんですけども、そういう形でチラシを作らせていただきながら、皆さんに周知をしていくという形を取らせていただこうと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） しかしながら、制度が変わって、課税額は変わるので、制度が変わった理由は、ということが伝わらなくても次年度は軽減されるという考えでよろしいでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） そうですね。申告をいただくという形で、我々がその後、この方が対象かどうかということは、戸籍とか住民票とか、そういった形の調査の中で調べていって、もしその方が本当は対象なのにその申告というか、してない場合には、うちのほうは今もそういう形、取らせていただいているんですけど、お電話とかをしまして訂正していただくという形でやっておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第47号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第48号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第16 第48号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供
します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第48号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、延滞金に係る文言に見直しがあったことから、条例に規定されてい
る引用する文言の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第6条は、延滞金の割合の特例の規定であります。地方税法の改正に伴い、引用する特例基準割合を
延滞金特例基準割合に改めるほか、所要の文言の整理を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日を令和3年1月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の附則第6条の規定の適用区分に関する規定で、令和3年1月1日以後の期間に対応
する延滞金に適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第48号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第49号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第17 第49号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第49号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人が保有する低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除の規定を設けるため、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

付則第4項及び第5項は、所得割額の算定及び均等割額の軽減判定所得の算定における国民健康保険税の課税の特例の規定であります。新たに租税特別措置法第35条の3第1項の規定を加えるものであります。

次に、附則であります。条例の施行日を令和3年1月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第49号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第50号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第18 第50号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第50号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの第48号議案と同様に、地方税法の改正に伴い、延滞金に係る文言に見直しがあったことから、条例に規定されている引用する文言の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第4条は、延滞金の割合の特例の規定であります。地方税法の改正に伴い、引用する特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるほか、所要の文言の整理を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日を令和3年1月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の附則第4条の規定の適用区分に関する規定で、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第50号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第51号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第19 第51号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第51号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市では、金融機関に融資資金として一定の額を預託し、その預託金を基金として融資総額を定め制度融資を運用してまいりましたが、市と金融機関双方の事務手続の円滑化に向けた協議が整ったことから、預託金を廃止し、新たに融資あっせんに係る契約による運用を図るものであります。

また、併せまして、開業や創業を目指す方に対し、利用しやすく、かつ、より充実した制度となるよう、特例小口零細企業資金として、創業資金等の用途を別に設け、融資の資金用途の一つであります独立開業資金を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、本条例における用語の定義の規定であります。第1号は、金融機関と市との契約を預託契約から融資のあっせんに係る契約に変更することに伴い、文言を改めるものであります。第5号は、独立開業資金の制度廃止に伴い、規定を削除するものであります。

第3条は、預託金の廃止に伴い、預託契約に関する規定から融資のあっせんに係る契約に関する規定に改めるものであります。

第4条から第6条まで及び第11条は、独立開業資金の廃止に伴い、規定の整備を行うものであります。最後に、附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日を令和2年11月1日とするものであります。ただし、第2条第1号及び第3条の改正規定並びに附則第3項の規定については、令和3年4月1日とするものであります。

附則第2項及び第3項は、経過措置に関する規定であります。

附則第2項は、改正前の第2条第5号に規定する独立開業資金について、既に融資のあつせんや融資が行われている場合は、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第3項は、改正前の第3条に規定する預託金は、当該資金に係る預託契約の期間中に限り、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） 1点お伺いします。従前の独立開業資金の廃止をして、特定創業資金の新設という御説明であったわけですが、従前、どういう課題がこの独立開業資金のどこではあって、改善としてどこをどう変えたのかというのを簡単に御説明いただければと思うんですが。

○産業振興課長（小川 泉君） 独立開業資金の改善点ということでございます。

独立開業資金を廃止することによりまして、今まで従前は、独立開業資金の中では、都内の同一事業所に3年以上勤務した実績があり、なおかつ同一事業を開業した方、もしくは開業している、開業して間もない方、こういった方が対象になってございました。

これを廃止しまして、創業資金としまして、今度、創業計画書を有しているといったことを条件といたしまして、同一事業所に勤務した実績を問わなくなると。このことによりまして、市としましては、創業塾を開業しておりますので、こういった創業塾を修了して間もない方が開業資金を得られるといった部分がございますので、より広く地域産業の担い手となる企業家の方々のスタートアップを市としては力強く応援していくといったことに結びつくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第51号議案 東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
ここで5分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 第52号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第20 第52号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市小口事業資金融資条例の一部改正により、市の融資制度における融資の資金用途について独立開業資金を廃止し、別に創業資金・特別創業資金を新設することから、利子補給要件の変更等を行うものであります。

内容について御説明申し上げます。

第2条第3号は、近代化資金の定義の規定で、独立開業資金を創業資金及び特定創業資金に改めるものであります。

第3条は、利子補給の対象要件の規定であります。第2項は、創業資金や特定創業資金に関する融資限度額や償還期間など、必要な規定の整備を行うものであります。第3項は、所要の文言整理を行うものであります。

付則第5項は、独立開業資金廃止に伴い、経過措置の規定を新たに加えるものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を令和2年11月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第52号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第59号議案 市道路線の認定について

○議長（中間建二君） 日程第21 第59号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、芋窪6丁目の宅地開発事業により築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第716号線で、起点が芋窪6丁目1363番10先、終点が芋窪6丁目1363番14先、幅員は6.00メートル、延長は25.68メートルであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第22 第60号議案 市道路線の変更について

日程第23 第62号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（中間建二君） 日程第22 第60号議案 市道路線の変更について、日程第23 第62号議案 市道路線の一部廃止について、以上2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第60号議案 市道路線の変更及び第62号議案 市道路線の一部廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、また市道路線の一部廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づくものであります。

この2つの議案につきましては、市道に隣接する土地所有者から、蔵敷2丁目の宅地開発事業に伴い市道の付け替え申請が提出され、既存市道の起終点の一部と新たに整備された開発事業区域内の道路の一部の土地を交換したものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第60号議案 市道路線の変更についてであります。

変更する路線は、市道第1478号線で、起点を蔵敷2丁目488番先から487番2先へ変更するものであります。幅員は0.91メートルから1.50メートルで、延長は77.18メートルから63.35メートルとするものであります。

次に、第62号議案 市道路線の一部廃止についてであります。

一部廃止する路線は、市道第1478号線で、地番に変更はありませんが、終点を11.03メートル廃止し、延長を63.35メートルから52.32メートルとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上、2議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第24 第61号議案 市道路線の変更について

○議長（中間建二君） 日程第24 第61号議案 市道路線の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 市道路線の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、芋窪6丁目の宅地開発事業により築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第10条

第2項の規定に基づき、市道路線を変更するものであります。

変更する路線は、市道第1581号線で、起点が芋窪6丁目1326番1先、終点を芋窪6丁目1318番1先から1307番9先へ変更するものであります。幅員は5.00メートルから6.35メートルで、延長は87.59メートルから129.86メートルとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第25 第63号議案 電算機器等の購入契約について

○議長（中間建二君） 日程第25 第63号議案 電算機器等の購入契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 電算機器等の購入契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきまして、令和2年8月11日に指名競争入札を実施したところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第63号議案資料も併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名でございますが、電算機器等の購入契約についてであります。

1の契約の目的は、電算機器等の購入であります。

2の契約の方法は、指名競争入札であります。指名参加登録業者の中から、事務機器・情報処理用機器に登録があり、本件の履行能力を有すると認められる10者に対し、令和2年7月22日に電子入札サービスによる指名通知書を送付いたしました。

3の契約の金額は6億5,780万円であります。なお、契約の金額の中には消費税及び地方消費税相当分5,980万円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都立川市富士見町4丁目15番8号鈴木第一ビル、名称、株式会社ライオン事務器IT事業部、代表者、IT事業部長、山名則之であります。

納入期限は、令和3年3月30日までであります。なお、落札業者とは令和2年8月12日付で仮契約を締結しております。

次に、購入物品の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、物品購入概要調書を御覧いただきたいと存じます。

本事業の概要であります。国においてGIGAスクール構想が加速されることに伴い、本市においても東大和市立小中学校15校の児童・生徒及び教職員に1人1台の端末整備を行うことにより、ICTを活用した教育活動を充実させ、児童・生徒一人一人の資質・能力を一層確実に育成することを目的とするものであります。

また、端末の導入に伴い、授業支援ソフトやデジタル教材等の学習支援ツールを導入することで、今まで以上に多様な授業を展開するとともに、休校期間における家庭学習等での活用も可能とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 幾つかお伺いします。

まず、概要、議案資料のこの概要のところと、あと、資料を頂きました。ありがとうございます。通常学級と特別支援学級で違う端末を使うということなんですけれども、それぞれ、その活用方法についてどういう特性の違いがあるのか、詳細を伺いたいと思います。

それから、仕様書、資料要求させていただきました仕様書について、国から標準仕様書というのが示されてると思うんですけれども、今回この市の仕様書を作成するに当たって、例えば先行市でやっているところがあると思いますので、また今回コロナでそういうものを家庭で使用したとかっていう実績があると思いますので、そういうところで課題となったようなことであるとか、あと、本市の教員の意見など、そういうものを取り入れているのかどうか。取り入れているのであれば、どの部分に反映されているのか、伺います。

それから、児童の過失による端末の故障や紛失について、盗難については記載があるんですけれども、自然故障ですとか、水漏れ、落下っていうこと、これも過失に入るのかなとは思ってますけれども、お子さん、低学年のお子さんを使うということで、結構こちらが想定しないような何かそういうこともあるのかなと思うんですけれども、そうしたときに、主に過失の場合に保護者負担が発生するのかどうか、その点についても確認をさせてください。

それから、この製品の保証期間が5年間ということで、その耐用年数がどのくらいなのかというのもあると思うんですけど、やっぱりお子さんが使うということで、5年後壊れたりしたものに対して、その製品、どういふふうに取り扱っていくのか、その辺がどのようになるのか、確認をさせてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） まず、通常学級と特別支援学級でのそれぞれの活用方法についての詳細ということであります。

Windows端末とiPad端末を今回用意しておりますけれども、Windows端末につきましては、現在社会一般で多く使われているパソコンにも搭載されておまして、社会との連続性の観点において利点などがあるのかなというふうに考えております。逆に、もう一方のiPadの端末につきましては、スマートフォンの操作などにも大変近く、直感的な操作感もあり、比較的簡単な操作で使用できるという特性があるものと考えております。

ただ、このiPad、Windowsともに、今回は同様の機能を持つソフト、アプリケーションを入れるということを想定しております。そのため、基本的な活用方法自体に大きな違いはないのかなというふうに考えております。

ただ、具体的な学習活動のイメージとしては、通常学級の場合には、日常の授業において、例えばインターネットを活用した調べ学習ですとか、視聴覚資料を端末に提示して授業を進めるとか、そういったことが想定されますし、家庭においての活用をしていく場合には、ドリル系のアプリケーションなんかを活用することが考えられます。

i P a dを導入する特別支援学級のほうにおいては、例えばなかなかいろいろなもの操作が苦手というようなお子さんもおりますので、例えばタブレット上で指で文字を書くとか、あるいは映像資料を自分の手元に置いて、それを基にプレゼンテーション、表現をしたりとか、また読み上げ機能とかルビ振りというような機能もありますので、そういったものを活用して学習を補完していく、そういったことも考えているところであります。

なお、具体的な活用方法については、今後また検討を進めてまいります。

続きまして、仕様書についてであります。

まず、先行市の事例ということではありますが、他市においても、入札の前段階というようなことから入手ができなかったり、あるいは当市においては比較的、他市に比べれば早い段階で今回の導入を決めたところであって、他市状況としてはまだ仕様書作成の前段階であるというようなことから、入手して参考にするというようなことは残念ながらできませんでした。ただ、国のICT活用教育アドバイザー、こちらの窓口を活用して、仕様書作成については助言をいただいているところです。

教員の意見ということについてはありますが、今回の端末の選定に当たって、全ての学校に対して意向調査を実施しております。また、小学校と中学校の代表者を実際に招くというか、集めて、検討する場を設定して、学校からの意見聴取を行っております。国の今回のGIGAスクール構想におきましては、Windows端末、それからGoogleのChromebook端末、i P a d端末、3つ選定をされておりますが、学校からの意見としては、GoogleのChrome端末を希望するという声はございませんでした。小学校においては、どちらかといえばi P a d端末のお声が多かったかなと。それから、中学校においてはWindows端末、i P a d端末というような御意見もあったところです。

それから、小学校と中学校の接続の観点から同機種を用いたほうがいいんじゃないかというような御意見ですとか、共同学習支援機能、あるいはドリル学習機能、あるいはプログラミング学習のソフト、そういったもののソフトに関するお声ですとか、やはりキーボードがあったほうがいいのかというようなお声ですとか、そういった声がありまして、教育委員会としては、様々ないただいた御意見を総合的に勘案しながら今回の仕様書の作成を行ってきたというところであります。

続きまして、製品保証ということについてであります。

児童・生徒の不注意といったものが原因になるようなものに、そういった故障あるいは破損等につきましては、これは製品保証の対象となるということになります。ただ、故意によるもの、あるいは紛失、こういったものは対象外というふうになってございます。

最後に、製品の保証期間5年間ということについてはありますが、5年経過した後の今回の端末の取扱いについては、その時点における社会状況ですとか、あるいは今回導入をする端末自体の状態などを考慮しながら改めて検討するということになると思いますけれども、5年経過後にも仮に使用するというところになった場合には、製品保証の延長も可能であるということでも伺っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

この保証のところで紛失は対象外ということなんですけれども、学校だけで使うものじゃなくて、うちに持ち帰るっていう中で、やっぱりそれごとどこかに置いてくるとか、そういう、あるんじゃないかなと思うんですけれども、その場合、新たな端末は誰の負担になるのか。市が負担するのか、保護者が負担するのかというところを確認させていただきたいのと、あと、5年後のところで、GIGAスクール構想、将来的に自治体財政の負担が大きくなるということが課題ということで言われてますけれども、国や東京都からの補助の見込みなんかも含めて、5年後改めて検討するということでしたけれども、結構5年後ってすぐだと思いますので、今時点でもう少しそのあたりの御認識を伺えればと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 紛失など、どこかに置いてきたりというようなケースの場合の負担者ということですが、現状として考えられるのは、やはり今回紛失が保証の対象外であるということから、やはり保護者負担という考え方に至るのかなというふうに考えているところであります。

それから、今後5年後の財政負担も含めた見通しということについてであります。現時点において国・都からの財政等の補助に関するような情報というのは、今のところ一切ございませんので、今後様々なところに要望等もしていきながら、財政負担していただけるように努めていきたいなというふうには考えております。そういったものがなかった場合の想定というところは、現在行っていないというところであります。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 電算機器等の購入契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）

○議長（中間建二君） 日程第26 第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、平成31年度の決算剰余金や令和2年度の普通交付税等の交付額が決定し、歳出におきましては、職員のテレワークに向けた庁内ネットワーク構築委託等の経費、民間保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費、（仮称）清水一丁目保育園の施設整備費、そして決算剰余金等を基金に積み立てるための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447億304万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第10款の地方特例交付金は505万2,000円の増額で、令和2年度の交付額の決定に伴う増額であります。

第11款の地方交付税は6億9,419万円の増額で、令和2年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第15款の国庫支出金は4,636万3,000円の増額で、個人番号カード交付事業費補助金の増額等であります。

第16款の都支出金は5,505万9,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の計上等であります。

第19款の繰入金は4億4,087万4,000円の減額で、基金繰入金の減額と平成31年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上によるものであります。

第20款の繰越金は11億8,410万1,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第21款の諸収入は1,458万円の増額で、暑熱対応設備整備費助成金や平成31年度の精算に伴います過年度の国庫負担金等の計上であります。

第22款の市債は4,338万1,000円の増額で、臨時財政対策債の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は199万8,000円の減額で、議会運営費の減額であります。

第2款の総務費は4億5,401万4,000円の増額で、情報システム管理・運営事業費等の増額や平成31年度の精算に伴います福祉関係返還金等の計上であります。

第3款の民生費は5,740万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上や民間保育園施設整備補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は3,184万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

第8款の土木費は804万4,000円の増額で、駅前広場管理費及び公園管理費の増額等であります。

第9款の消防費は597万4,000円の増額で、災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は2,650万3,000円の増額で、中学校特別支援学級事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第11款の公債費は83万3,000円の増額で、借入金償還費の増額であります。

第12款の諸支出金は10億1,924万1,000円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。決算剰余金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その他、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表地方債補正で、1の変更であります。

臨時財政対策につきましては、令和2年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を11億円から11億4,338万1,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

10款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は505万2,000円の増額であります。令和2年度の交付額の決定に伴いまして増額するものであります。

9ページをお開きください。

11款地方交付税、1項1目1節地方交付税は6億9,419万円の増額であります。令和2年度の普通交付税の交付額が21億5,419万円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

11ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は4,636万3,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は1,746万9,000円の増額であります。

1節総務管理費補助金は711万7,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の

増額で、社会保障・税番号制度関連システム等の修正に係るものであります。

2節戸籍住民基本台帳費補助金は1,035万2,000円の増額であります。個人番号カード交付事業費補助金の増額で、地方公共団体情報システム機構交付金に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は2,274万9,000円の増額であります。

2節児童福祉費補助金は1,989万8,000円の増額であります。

子育て支援課の子ども・子育て支援交付金は825万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の臨時休業により、学童保育所の開所時間が長時間化したことに伴うものであります。

児童虐待等総合支援事業費補助金は29万2,000円の計上であります。家庭児童相談システムの修正に係るものであります。

保育課の保育対策総合支援事業費補助金は110万円の増額であります。保育所等におけるICT化の推進及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るものであります。

保育所等整備交付金は1,025万6,000円の増額であります。〔仮称〕東大和市清水一丁目保育園の施設整備に係るものであります。

3節生活保護費補助金は285万1,000円の増額であります。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増額で、生活保護面接相談員の報酬及び生活保護システムの修正に係るものであります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は614万5,000円の増額であります。教育支援体制整備事業費補助金の計上で、就学相談事業における早期支援コーディネーターに係るものであります。

13ページをお開きください。

16款都支出金は5,505万9,000円の増額であります。

2項都補助金は5,385万9,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は5,373万7,000円の増額であります。

子育て支援課の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金は4,600万円の計上であります。保育事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るものであります。

保育課の待機児童解消区市町村支援事業補助金は388万8,000円の増額であります。〔仮称〕東大和市清水一丁目保育園の施設整備に係るものであります。

保育士等キャリアアップ補助金は98万9,000円の増額であります。保育施設の在籍児童数の見込み増に伴うものであります。

子供・子育て支援事業費補助金は286万円の増額であります。幼児教育・保育の無償化に伴う事務に係るものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は12万2,000円の増額であります。医療保健政策包括補助事業補助金の増額で、快腸プロジェクト事業の講演会開催に係るものであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は120万円の増額であります。オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の増額で、新たにオリンピック・パラリンピック教育アワード校等に指定されたことによるものであります。

15ページをお開きください。

19款繰入金金は4億4,087万4,000円の減額であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金金は6億5,874万9,000円の減額であります。補正予算（第6

号)の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを減額するものであります。

2項特別会計繰入金は2億1,787万5,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は4,357万4,000円、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億3,697万8,000円、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,449万9,000円、5目1節土地区画整理事業特別会計繰入金は282万4,000円の計上ではありますが、いずれも平成31年度の精算に伴うものであります。

17ページをお開きください。

20款繰越金、1項1目1節繰越金は11億8,410万1,000円の増額であります。平成31年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

19ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入は1,458万円の増額であります。

1目1節の雑入は869万8,000円の増額であります。

保育課の民間保育園運営費等返還金は63万円の計上ではありますが、平成31年度の民間保育園運営委託・補助事業における精算に伴う返還金であります。

保育園用地貸付収入は290万9,000円の計上ではありますが、(仮称)東大和市清水一丁目保育園の運営事業者への保育園用地貸付けによるものであります。

環境課の暑熱対応設備整備費助成金は500万円の計上ではありますが、パーゴラの設置に伴います東京都環境公社からの助成金であります。

教育総務課の日本スポーツ振興センター負担費用返還金は15万9,000円の計上ではありますが、小・中学校における児童・生徒の災害共済掛金の確定に伴う返還金の計上であります。

4目過年度収入は588万2,000円の計上であります。

1節国庫負担金は584万7,000円の計上であります。

いずれも平成31年度の精算に伴います過年度収入であります。

3節都負担金は3万5,000円の計上であります。平成31年度の精算に伴います過年度収入であります。

21ページをお開きください。

22款1項市債、9目1節臨時財政対策債は4,338万1,000円の増額ではありますが、令和2年度の発行可能額の確定に伴い増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は16億185万2,000円の増額で、補正後の予算額は447億304万1,000円となるものであります。

23ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費、2の議会運営費は199万8,000円の減額ではありますが、行政視察の中止による費用弁償等の減額であります。

25ページをお開きください。

2款総務費は4億5,401万4,000円の増額であります。

1項総務管理費は4億4,316万7,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は122万円の増額ではありますが、ファイリングキャビネット購入費等の計上であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は1,768万6,000円の増額であります。高圧受電用区分開閉器等取替工事費等の計上であります。

10目電算管理費は1億6,510万5,000円の増額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は1億6,291万6,000円の増額であります。庁内ネットワークのセキュリティ向上を図るための庁内ネットワーク構築委託料や在宅勤務及びウェブ会議用の端末等に係る経費の計上等であります。

27ページをお開きください。

2の社会保障・税番号制度推進事業費は218万9,000円の増額であります。社会保障・税番号制度関連システム修正委託料の増額であります。

11目文化振興費は718万6,000円の増額であります。

1の市民会館運営費は195万円の増額であります。設備の更新工事に伴う大ホール及び小ホールの利用中止期間に係る指定管理者への施設及び設備の維持管理費等に係る補償費の計上であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は523万6,000円の計上であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市民会館が臨時休業したことに伴う補償費の計上であります。

13目市民センター費は96万5,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は24万7,000円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

12の新堀地区会館管理費は71万8,000円の増額であります。外壁調査委託料の計上等であります。

15目諸費は2億5,100万5,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,100万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

2の福祉関係返還金から、恐れ入ります。29ページをお開きください。12の衛生関係返還金までは、平成31年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金の計上であります。8課分の合計で2億4,000万5,000円の計上であります。

2項徴税费、2目賦課徴収費は49万5,000円の増額であります。令和3年度から新たに課税対象地目が追加されることに伴います。基幹系システム等修正委託料の増額であります。

31ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は1,035万2,000円の増額であります。

4の個人番号カード交付関係事務費は、地方公共団体情報システム機構交付金の増額であります。通知による交付金見込額の増額であります。

33ページをお開きください。

3款民生費は5,740万1,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1,091万1,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費は1,119万8,000円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は25万9,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、職員給与費等繰出金の増額であります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,195万7,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、療養給付費繰出金の減額等であります。

27の新型コロナウイルス感染症対策事業費は50万円の増額であります。ファミリー・サポート・センター

事業に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

3目老人福祉費、5の高齢者慶祝事業費は28万7,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、敬老金の支給方法を訪問から現金書留による郵送に変更するための郵便料を計上するものであります。

2項児童福祉費は6,765万2,000円の増額であります。

2目児童措置費は4,869万4,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は291万円の増額であります。〔仮称〕東大和市清水一丁目保育園の施設整備に伴い、東京都から保育園用地を市で借り受けるための保育園用地借上料を計上するものであります。

35ページをお開きください。

6の認定子ども園事業費は117万8,000円の増額であります。在籍児童数の見込み増に伴う保育士等キャリアアップ補助金の増額等であります。

7の小規模保育事業費は2万2,000円の増額であります。在籍児童数の見込み増に伴う保育士等キャリアアップ補助金の増額であります。

11の民間保育園施設整備補助事業費は1,608万4,000円の増額であります。〔仮称〕東大和市清水一丁目保育園に係る施設整備補助金の増額であります。

13の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2,850万円の計上であります。認可外保育施設及び保育事業等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は112万7,000円の増額であります。会計年度任用職員報酬の増額等であります。

37ページをお開きください。

4目子育て支援費は358万6,000円の増額であります。

1の子ども家庭支援センター運営費は58万6,000円の増額であります。家庭児童相談システム修正委託料の計上であります。

9の新型コロナウイルス感染症対策事業費は300万円の計上であります。子育てひろば事業等における感染症対策用備品購入費等の計上であります。

6目児童館費、7の新型コロナウイルス感染症対策事業費は450万4,000円の計上であります。児童館事業における感染症対策用備品購入費等の計上であります。

7目学童保育所費は974万1,000円の増額であります。

1の学童保育所運営費は274万1,000円の増額であります。消耗品費の増額であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は700万円の計上であります。学童保育所運営事業における感染症対策用備品購入費等の計上であります。

39ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、2の生活保護事務費は66万円の増額であります。生活保護法の改正に伴います生活保護システム修正委託料の計上であります。

41ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は3,184万円の増額であります。

1 目保健衛生総務費は2,933万3,000円の増額であります。

5の栄養指導事業費は10万円の増額であります。快腸プロジェクト事業の講演会開催に係る講演会講師謝礼の計上等であります。

8の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2,923万3,000円の計上ですが、昭和病院企業団新型コロナウイルス感染症特別財政支援金等の計上であります。

7目環境保全費、6の野火止用水保全対策事業費は250万7,000円の増額ですが、野火止用水ののり面の維持管理のため、樹木の剪定等に係る野火止用水維持管理委託料を増額するものであります。

43ページをお開きください。

8款土木費は804万4,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、10の駅前広場管理費は220万3,000円の増額ですが、樹木剪定委託料の増額であります。

3項都市計画費は584万1,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は470万円の減額ですが、今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は1,083万2,000円の増額であります。

1の公園管理費は1,040万6,000円の増額ですが、中北台公園及び立野公園に設置を予定しておりますパーゴラ設置工事費の計上であります。

2の狭山緑地管理費は41万7,000円の増額ですが、蔵敷1丁目の狭山緑地のり面補強等工事の工期延長に伴います仮設駐車場等の用地借上料（災害対応分）の増額であります。

3の狭山緑地用地買収事業費は9,000円の増額ですが、基準の改定に伴います不動産鑑定委託料の増額であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は29万1,000円の減額ですが、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

45ページをお開きください。

9款1項消防費、4目災害対策費、1の災害対策事業費は597万4,000円の増額ですが、令和2年度に使用期限が到来する災害用救急医療資器材等の入替えに係る医薬材料費等の計上であります。

47ページをお開きください。

10款教育費は2,650万3,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は247万2,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は81万2,000円の増額ですが、心理相談員である会計年度任用職員報酬等の増額であります。

11の教育指導管理事務費は46万円の増額ですが、メンタルサポートスタッフ謝礼の増額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は120万円の増額ですが、オリンピック・パラリンピック教育アワード校及び文化プログラム・学校連携推進事業校に新たに指定されたことによるオリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金の増額であります。

3項中学校費、3目特別支援学級費、1の中学校特別支援学級事業費は466万1,000円の増額ですが、第一中学校の特別支援学級における空調設備更新工事費の計上であります。

49ページをお開きください。

4項社会教育費は492万5,000円の増額であります。

2目公民館費は133万5,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は121万6,000円の増額であります、高圧受電用区分開閉器取替工事費の計上であります。

4の蔵敷公民館事業費は11万9,000円の増額であります、電熱式風炉購入費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は114万4,000円の増額であります、高圧受電用区分開閉器取替工事費の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は244万6,000円の増額であります、高圧受電用区分開閉器等取替工事費の計上等であります。

51ページをお開きください。

5項保健体育費、2目体育施設費は1,158万5,000円の増額であります。

1の体育施設運営費は285万7,000円の増額であります、市民体育館第2体育室の柔道畳の取替えに係る備品修繕料の増額であります。

2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は872万8,000円の計上であります、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、体育施設等が臨時休業したことに伴う補償費の計上であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、1の私立幼稚園保護者に対する補助事業費は286万円の増額であります、幼児教育・保育の無償化に係る業務マニュアル作成委託料の計上等であります。

53ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金、1の借入金償還費は83万3,000円の増額であります、地方債の利率見直しに伴う長期債元金の増額であります。

55ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は10億1,924万1,000円の増額であります。

財政調整基金は、平成31年度の決算剰余金の確定に伴いまして、その2分の1に相当する額の6億9,205万1,000円を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部の3億2,719万円を積み立てるものであります。このうち、平成31年度の都市計画税の使途剰余金分として2,719万円が含まれているものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は16億185万2,000円の増額で、補正後の予算額は447億304万1,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 御説明ありがとうございます。

それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

補正予算書26ページ、総務管理費、庁舎管理費についてでございます。ここで冷温水発生機更新工事基本設計委託料が計上されておりますけれども、この委託料と、あと高圧受電用区分開閉器等取替工事費ということが出ておりますけれども、この工事がなぜ必要なのか。あと、委託料と工事費の詳細についてお聞かせください。

続きまして、同じく26ページ、情報システム管理・運営事業費での庁内ネットワーク構築委託料の詳細を教えてくださいたいと思います。

同じく、一番下に書いてあります在宅勤務用端末等購入費につきまして、何台ぐらいを購入されて、どのような利用をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、補正予算書36ページ、児童福祉費の民間保育園施設整備補助事業費でございます。清水1丁目にできるということでございますけれども、こちらで預かる子供の対象年齢と定員数を教えていただきたいのと、このことが当市の待機児童の解消にどのように寄与するのかということ、またこの工事はどのようなスケジュールで行われていくのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、補正予算書40ページ、生活保護費、生活保護システム修正委託料の詳細な内容についてお聞きしたいと思います。

続きまして、予算書42ページ、保健衛生費、栄養指導事業費で、講演会が行われるということでございますけれども、このコロナ禍、様々配慮しなきゃいけないということで、新しい生活様式の下に行われると思っているんですけれども、運営内容と、また講演会の内容を教えていただきたいと思います。

同じく42ページの昭和病院企業団新型コロナウイルス感染症特別財政支援金ですが、補助金の増額ということになりますけれども、こういうことになった現状の状況がどのようなことなのかということと、この増額をすることで市民が受ける影響というか恩恵がどのようなことなのかということをお聞きしたいと思います。

同じく42ページの、野火止用水保全対策事業費が計上されまして、今回のり面の樹木の管理をしていただけるということですが、具体的な内容についてお聞かせください。

続きまして、予算書44ページ、駅前広場管理費の樹木剪定が行われるということですが、この詳細についてもお聞かせいただきたいと思います。

同じく44ページ、公園管理費で、パーゴラが2か所に設置されるということで、これは暑さ対策ということで補助金が出ているので、そういう趣旨で設置がされるものだと思いますけれども、公園におけるパーゴラというのは防災機能としても活躍するのではないかと思います。この点についての市のお考えについてお聞きしたいのと、パーゴラ設置の、先ほど公園の名前は伺いましたけれども、どのようなものがつくのかということをお聞かせいただければと思います。

最後に、予算書56ページの基金の積立てについて御説明がありましたけれども、今回財調への積み戻しができるとい形になっておりますが、決算剰余金ということも伺いましたけれども、この積み増しが行えることに対して、ここで地方創生臨時交付金というもの国から2回にわたって交付されたわけですが、この影響がどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○総務管財課長（岩本尚史君） 補正予算書25、26ページ、冷温水発生機更新工事基本設計委託料です。

こちらは冷暖房の元となる設備でございまして、平成31年度、包括管理施設業者が実施いたしました簡易劣化度調査で更新または修繕の緊急性が非常に高いとされている項目です。今年度も応急修繕を行うなどしたために、ここで予算計上させていただきました。中身につきましては、今後どのように更新をしていくかというところで、単純な更新なのか、それとも、それ以外に費用対効果、初期の経費、維持管理、最適化検討のために設計委託をさせていただくものでございます。

同じく、高圧受電用区分開閉器等取替工事費です。

こちらは、高圧電気を使用する電圧に変圧をしたり、万一高圧電気の漏電等があったときに、その波及事故を防止するための取替装置一式でございます。こちらも同様に、昨年度の簡易劣化度調査で緊急性が非常に高いという指摘をされた項目です。こちらにつきましても、更新推奨期限を大きく過ぎることによりまして、突発的な故障リスクが高まるというところで、それに対応するものとして計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 予算書26ページの庁内ネットワーク構築委託料でございますけれども、こちらにつきましては、今般テレワークを試行したいと考えておりまして、そのためには、総務省が要求しているセキュリティの水準にまずはする必要があります。そのために、具体的には自治体のネットワークを3つの層に分けて強靱化するということが手法として推奨されておりますので、そちらをこの機会に構築すると。それによって、将来的にはテレワークの業務範囲を拡大するための準備、足がかりとなる基盤の整備をこの機会にしたいと考えております。

もう1点の在宅勤務用端末等の購入費でございますが、台数につきましては五、六十台ということをお念頭に置いて検討しております。利用の仕方といたしましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で在宅勤務を急遽行いましたけれども、貸し出せる端末等も、管理をしているものがございませんので、そういうセキュリティがしっかりしたものを貸し出すことによって、庁内にいるのと全く同じというわけにはもちろんいきませんが、様々な運用を条件の下で考えながら、少しでも近い状態に持っていきたい。そして、将来的には働き方改革の一環として、臨時的な緊急時だけではなくてテレワークを活用するというのも視野に入れて、活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書36ページ、民間保育園施設整備補助事業でございます。

こちらにつきましては、（仮称）東大和市清水一丁目保育園の施設整備でございます。こちらの施設は、ゼロ歳児20名、1歳児55名、計75名の施設となります。2歳児以降につきましては、本園であります谷里保育園ですね、こちらのほうで就学前までお預かりするというような形の分園のシステムになります。

また、これに伴いまして、昨今の就学前児童の推移を踏まえますと、（仮称）東大和市清水一丁目保育園、こちらの開園によって、施設数及び保育に必要な面積につきましてはおおむね充足できているものと考えますが、今後の社会情勢等を踏まえた保育需要を勘案しながら、待機児童解消に努めてまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、スケジュールにつきましては、令和3年の3月に工事着工ということで、4年の4月1日をめどにオープンしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（川田貴之君） 補正予算書40ページ、生活保護システム修正委託料についてでございます。

生活保護法の改正によりまして、新たに日常生活支援住居施設が創設されました。令和2年4月1日に施行されましたが、この施設は単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、金銭管理や服薬管理など日常生活上の必要な支援を福祉事務所からの委託に基づき行うものでございます。今回の生活保護システム修正委託は、この日常生活支援住居施設に関する項目追加など、システムの改修が必要になったことによるものでございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書42ページ、栄養指導事業に係る講演会についてでございます。

こちらは、東京大学未来ビジョン研究センターと連携、協力して進めております快腸プロジェクトに関連する事業として計上したものでございます。今回、腸内環境に造詣が深く、またメディア認知度の高い講師の方の内諾が得られたことから計上したものでございます。運営の内容としましては、ハミングホールの小ホールを予定しております、事前の申込みにより3密を避けながら運営を行ってまいりたいと考えております。

続いて、42ページ、公立昭和病院事業継続支援金についてでございます。

こちらは、昭和病院のほうが構成市全体に対して、緊急コロナ対策としまして患者の受診控えや感染症患者の受入れに備えた空床の確保、また緊急ではない手術の延期等を行った結果、経営状況が逼迫したということから、令和2年度の医療収支の見込みが7億円マイナスになるということで、構成市の7市に対し5億円を限度とした財政支援を要望していることから、各市の分賦金の負担割合に応じて算出されております計算式を基に負担するものでございます。

2,823万3,000円の内訳としましては、均等割が666万7,000円、患者割が2,156万6,000円となっております。

この財政支援を行うことによりまして、昭和病院のほうが安定した病院経営をすることにより、延期になっている手術の通常の実施等、そういったことを、通常の実施体制を行うことにより、市民の方の生命と健康に寄与することができるものと考えております。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） 先ほど私の説明の中で、ちょっと混同して間違っていたところございましたので、訂正して、正確な御答弁をさせていただきます。

予算書の26ページの在宅勤務用の端末等の購入費でございますが、こちらはまずはスモールスタートということで、今30台を念頭に置いております。

関連して、先ほど60台程度というお話をさせていただいたのは、同じページのWEB会議システムですね、そういうところで用いるものも念頭に置きますとプラス60台ということで、そちらにつきましては、同じタブレットを今念頭に置いておりますけれども、議会のほうから御要望も市長のほうに提出いただいておりますので、そちらのことも踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○環境課長（下村和郎君） 42ページ、野火止用水保全対策事業費の野火止用水維持管理委託料の増額についてでございます。

こちらの具体的内容といたしましては、新堀1、2丁目の野火止用水のり面に植生しております高木、中木を約70本伐採する予定でございます。のり面には、本来の植生でない樹木も多く茂っております、このま

まですとのり面の崩壊にもつながりかねないということで、対応を図るものでございます。

続きまして、44ページ、駅前広場管理費の樹木剪定委託料の増額についてでございます。

こちら、場所は東大和市駅前広場でございます、高木13本の強剪定を行うものでございます。こちら、かねてから夏場にムクドリが密集することによりまして、鳴き声ですとかふんの被害が発生しておりました。様々な対策を講じておりますが、樹木の強剪定によって効果が上がるということで、ここで補正予算をお願いしたものでございます。

続きまして、公園管理費の工事請負費、パーゴラ設置工事についてでございます。

こちら、今回補助の対象となりましたのが暑熱対応設備の整備ということでございまして、ちょっとそういう意味では、防災的な視点よりも暑さ対策ということでのパーゴラ設置でございます。今後につきましては、他の補助制度なんかも活用を研究してまいりたいと思います。実際につけるものにつきましては、パーゴラは様々なものがあるようですが、極力、この暑さですので、遮熱性の高いものを選んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書55ページ、基金積立金についてでございます。

財政調整基金につきましては、今回の補正予算、積立金を6億9,200万円、また基金の取崩しの減額ということで、6億5,800万円ほど補正を計上させていただいております。こちらのほう、現在財政調整基金については、純然たる財政調整基金、また東京都の交付金を積み立てさせていただいておりますもの、また保健センターの移転補償分ということで3つ区分されておりますが、純然たる財政調整基金については、この補正予算後の残高見込みでありますと、20億7,500万円ほどの残高となります。こちらについては、平成31年度の基金残高、こちらの水準と同水準ほどということで、積み戻すことができたような状況でございます。

財政調整基金については、2号補正のほうで6億7,000万円ほど取崩しをさせていただいて、このコロナの感染症の関係で子供たちの学習環境を優先させようということで、GIGAスクールの対応をさせていただいております。その都合で、基金は大幅に減額となりまして、2号補正のときの年度末の残高見込みというのが、純然たる財政調整基金の金額が2億9,800万円ほどとなりました。今回、地方創生臨時交付金の影響ということですが、こちらを8億3,300万円ほど4号補正のほうで、歳入のほうで計上させていただいておりますので、それらも含めまして今回の残高見込みが31年度の決算見込額と同水準になったということは、非常に影響は大きかったなというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） では、2点ほど伺います。

まず、補正予算書14ページの歳入のところ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費が入っていると思います。対象となる事業について、消毒など物品購入費だけでなく、職員が感染症対策を行うために増えた業務等に係る割増し賃金ですとか手当など、柔軟な使い方ができるものだというふうに聞いています。歳入のほうで、補正予算書の35ページからのところで、市内の保育施設や学童保育所、児童館に予算が計上されていきますけれども、具体的にどのように活用されるのか教えてください。

また、具体的な活用方法について、何をかうかとかどういう手当てに使うのかとかということの決定をどこがするのか。市が行うのか、施設がそれぞれ決めるものなのか、その点についても確認をさせていただきます。

それから、補正予算書34ページの民間保育園運営委託・補助事業費で、（仮称）清水一丁目保育園の整備の

ところですが、定員は75名ということで先ほど御答弁がありました。待機児童解消の見通しについても伺ったんですが、今年度の待機児童数を旧基準、新基準それぞれ教えていただければと思います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 補正予算書14ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業でございます。

市立狭山保育園におきましては、本補助金の使途といたしまして、園舎等の消毒、清掃を専任といたします。会計年度任用職員報酬、職員手当の増額、消毒液等の購入に係る消耗品費、保護者宛て通知を送付するための郵送料及び給食用テーブル購入に係る備品購入費を予算計上してございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書14ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費の関係でございますけれども、先に学童保育所と児童館のほうをお答えさせていただきます。

学童保育所及び児童館での活用方法でございますけれども、児童館におきまして、コロナの感染症の関係の消毒等に係る消耗品等、備品等の購入と、そのほかに、児童館におきましては館内の消毒作業を中心に、短期の会計年度任用職員の雇用に活用するという点で考えてございます。また、学童保育所におきましては、必要な備品及び消耗品は市が購入して各クラブへ配付するという形で考えてございます。

また、必要と思われる物品等につきましては、この春先から夏場にかけて、私ども、定期的に現場を確認しておりますが、児童館や学童クラブの状況等を考慮して市のほうで決定するという形で考えてございますので、事業者さんのほうにこの関係で特に意見とか要望を調査するという予定はございません。私からは以上です。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書14ページ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費でございます。

私のほうからは、民間保育園の対応についてお話しさせていただきます。

私立保育園につきましては、国、東京都の要件に基づきまして、市が別途要綱を作成し、国や東京都の補助要件に沿った活用ができるというような形で考えております。また、実施におきましては、そのメニューの中から事業者が選択して費用を充てるという形を考えてございます。

続きまして、34ページです。

民間保育園運営委託・補助事業費、こちらにあります（仮称）東大和市清水一丁目保育園、これに伴いまして整備を行うわけなんですけど、今年度の待機児童数につきましては、19人でございます。また、旧定義で申し上げますと86人でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

補正予算書の歳出のほう、35ページのところから、歳出のところですが、今私立保育園については施設のほうでメニューを選んでというようなことでしたけれども、物品購入だけではなくて柔軟な活用ができるということを事前に市から、こういう文書だけではなくて、十分に説明をされたのかどうか併せて確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） 予算書36ページ以降になるんでしょうか、コロナウイルス関係の補助金の関係でございますが、民間保育園につきましては、国の通知を受け、概要については事前に施設には説明しているところでございます。今後予算が確保でき次第、私立保育園長会などにおいて実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 補正予算書37ページ、38ページ、同じく新型コロナウイルス感染症対策事業費の関係でございますが、こちらの活用方法につきまして、児童館職員に対しましては臨時の職員会議を開催しまして、事前に十分な周知を行って、各館の特性に合わせた積極的な活用ということを考えているところでございます。

また、学童保育所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、必要な備品や消耗品につきましては市のほうで購入して各クラブへ配付するという形で考えてございますので、事前の特段の説明というのはいたしてございません。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 2点質問させていただきます。

予算書の42ページですね。先ほど東口議員が質問されましたけれども、昭和病院企業団新型コロナウイルス感染症特別財政支援金についてでありますけれども、これに関しては7億円の損失ということで、各市5億円を均等割するということですが、当市は地元の小平市に比べると利用数が少ないと思いますけれども、これに対しては考慮はされないのか、金額的なものですね。

[発言する者あり]

○17番（木戸岡秀彦君） それについて何うのと……金額的なものですね。

続いて、予算書の48ページの教育指導管理事務費の中で、メンタルサポートスタッフの謝礼増額とありますけれども、これに関してはカウンセリングとどう違うのかお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 補正予算書42ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費におけます昭和病院企業団に対する財政支援金の関係でございます。

基本的には、関係市町村、7市でございますが、全く同じ金額ではなくて、もともとの分賦金の負担割合、こちらを準用いたしましてこの支援をするということでございますので、当然その割合でございますから、当市においては5億円のうちの5.6%強ということで2,823万3,000円の負担、そのほか、一番多いところだと、小平市は35.9%強ということで1億7,969万5,000円というふうな負担になるということで、それぞれ自治体よっての負担割合は違うということでございます。

以上です。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 補正予算書48ページ、教育指導管理事務費のメンタルサポートスタッフ謝礼の増額についてでございますが、このメンタルサポートスタッフにつきましては、学校現場のほうでは子供支援員という名称で行われている内容であります。具体的な内容といたしましては、通常の学級で特別な支援を必要とする児童の情緒面の安定ですとか、あとは学校生活あるいは集団生活への適応を、実際の学級の中で活動しながらそこに支援をするという形での活動になっておりますので、カウンセリングとはまた異なる内容であるというふうに捉えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書55ページ、諸支出金のところに関連して伺います。

東大和市の積立基金と現在高についてですけれども、平成30年度では61億8,031万円余り、31年度末では64億784万円余りということでしたけれども、6号補正後で積立基金等の現在高、これは積立基金と定額運用基金の合計というふうになるようですけれども、これは幾らになるのか伺います。

それから、42ページの昭和病院企業団新型コロナウイルス感染症特別財政支援金についてですけれども、昭和病院は医療圏が違うということで、東大和市が構成市であることの是非について議論もあるところではありますが、現在構成市である東大和市が昭和病院にこうした財政支援を行うというのは大変重要なことだと思います。コロナを受け入れている病院も受け入れていない病院も、今大変な財政状況にあるというふうに聞いています。その点でいいますと、これに関連して東大和市内の医療機関、診療所なども含めて、大変な状況にあるのではないかと思いますけれども、そこら辺の状況をどう認識されているのか。そういうものに対する支援などについての検討はないのか。

私が知っているところでも、幾つかの診療所やお医者さんが発熱外来を時間を決めて開いて受け入れるというような御努力もされてるわけで、こうした努力されている方々が収入が大幅に減って大変な状況にあるということや、病院の従業員がボーナスを減らされるというようなことも報じられてますけれども、そういう状況はあってはならないというふうに考えるわけです。その点での市の認識を伺います。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時46分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書55ページ、基金積立金についての御質疑でございます。

特別会計また定額運用基金等を含めました積立基金の残高でございますが、6号補正後の残高の見込みでございますが、合計は71億6,100万円ほどとなっております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 予算書42ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費に関係するところがございます。

市内の病院等への支援と、または経営状況というふうなことだと思いますけれども、まず東大和病院に関しましては、令和2年度の予算の中で3,300万円ほどの支援というか、コロナの関係ではございませんけれども、例年支援をしているという項目がございます。また、東京都医師会の先生方によりますと、特にコロナの陽性者を受け入れている病院関係のところにつきましては、やはり患者さんが少なくなっているなどの経営が大変に厳しいというふうなお話があるということは私どもも承知はしてございます。市が単独で市内の医療機関等への支援というのはなかなか、財政上の問題もありますので難しいとは思っております。東京都、国ですね、こういったところへの様々な医療機関、日本医師会、東京都医師会などからも多分お話がいつているかと思しますので、こういった状況等を注意深く見てまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。55ページのほうは分かりました。

積立基金等現在高、71億6,100万円ということで、これはこれまでの市の積立基金等現在高の中では最高額になっているのではないかと思いますけれども、その点の認識を伺います。

それから、42ページのところで、確かに市の財政で医療機関、全部厳しいところを何とかするというのは大変なことだと思いますので、市としてもぜひ国や東京都に対してこうした医療機関への支援を強く要望していただきたいと思っておりますけれども、この点について再度伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書55ページ、基金の残高ということで、過去最高額かということでございますが、私のほうで把握をさせていただいていますのが一般会計のほうでの最高額になります。こちらが平成4年度末に最高額というのを記録しております。平成4年度末で、一般会計の基金になりますが、約87億2,700万円というのが最高額であるというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 国、東京都等に関しましては、医療従事者に対する直接的な金額の支援ですとか、また状況によってでございますけれども、給付単価の3倍とかというふうなところで一部支援もされているというふうには聞いております。ここで、東京都と各副市长との協議会なども設置されておまして、そういった中におきましても、各委員の方からそれぞれの病院への支援ですとかそういったところのお話も出ておりますので、引き続き対応できるところは対応してもらいたいと、このように考えております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 補正予算書の26ページ、電算管理費の情報システム管理・運営事業費のところ、先ほどからテレワークの話が、御答弁がありましたけれども、このところでちょっと確認なんです。テレワークと同時にペーパーレス化というのが進んでいくのかと思いますけれども、庁内ネットワーク構築などがされると、電子決裁や文書管理システムの導入などがされるのかお伺いします。

それから、予算書の52ページのところです。幼稚園費の私立幼稚園保護者に対する補助事業費の委託料で、業務マニュアル作成委託料というのが計上されていますけれども、無償化に伴う内容についてということなんです。このマニュアルを使う方の対象ですとか、あとはそのマニュアルの形状が冊子なのかどうなのか、どのようなものなのか教えていただきたいと思っております。

○**総務部長（阿部晴彦君）** 予算書26ページ、先ほどのテレワーク等でどのように変わるかということでございますが、ペーパーレス化は進めてまいりたいと考えております。また、今お話のありました電子決裁あるいは文書管理システムなどにつきましては、現状まだ手に入っておりませんので、そういうものは今回の補正では予算計上はされておられません。したがって、今後の課題となっております。

以上でございます。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書52ページ、私立幼稚園保護者に対する補助事業費、13節の業務マニュアルについてでございます。

こちらのマニュアルにつきましては、幼児教育・保育の無償化に係るマニュアルで、職員向けで構築するものでございます。職員が制度を正しく理解し、業務の円滑化を図るということから作成するものでございます。最終的な形状につきましては、まだ仕様が固まってございません。実際、冊子になるのか、電子化になるのかというところはこれからなるかと思っております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 補正予算書の26ページの情報システム管理・運営事業費のところなんです。電子決裁などはまだこの対象ではないというような御答弁だったんですが、そのあたりはこの先に計画をして進めていくということなのかどうかということをもう一度お伺いしたいと思っております。それなどが入らない中でこの機器を準備して、内容的にはどこまで進められるのかというところが疑問なんです。今後の活用についてお伺いしたいと思っております。

○**市長（尾崎保夫君）** 市のほうの電算化ということで、これから先どうするんだっていうところはあります。

学校のほうは、GIGAスクールということで本格的にやろうということでスタートしてるわけですけども、学校も私ども市のほうもそうなんですけども、その人材をどう確保するかっていうのが大きなテーマの一つになるかなっていうふうに思っています。

それからもう一つは、幸いなことといえば幸いなんですけども、今年度予算、2月に成立したわけですけど、その中で事務改善ということで、専門の業者に東大和市役所の事務の改善、全てを見て、どこをどう改善したらいいかっていうことを、既に予算を通していただいているわけですけども、まさかこんなふうな、コロナっていうか、こんなふうな形になるというふうな思いで昨年から予算化したわけではないんですけども、それと併せて、今回のシステム、ベースになる部分っていうことになるわけですけども、それを兼ね合わせしながら事務改善をしたいなと思っています。思い切った形で切り替えていこうということでありまして、その中で一番大きいのは文書管理システムになるのかなというふうに思っています。そういった意味で、専門家のお話を聞きながら、東大和市を電算化するにはどれが一番いいのかっていうのをシビアな形でいきたいなと思っています。

ですから、議会の皆様方にも、議会のほうにもシステムをとるか端末を入れたり、こういうふうなことをしていくわけでありまして、そういった意味では今までと同じ形ではできないっていうふうに思っています。せっかく入れたのに紙が相変わらず飛び回っているような、そんな形のものであれば困るということでありまして、それからもう一つは、私自身が一番大きな、職員が楽にできるようなシステムでなきゃ駄目だっというふうに思っています。だから、どんな形になるかっていうのはこれからということになりますけども、少なくとも二、三年後にはもうこの辺にある紙はないと、予算書も決算書も行政報告書ももう紙は全部ないと、そういうふうなつもりでやりたいなというふうに思っています。

ですからぜひ、いろんなところで、いろんな形で皆さん方にお力添えをいただくということが出てくると思いますので、違った形になってくんだらうと思いますので、そういった意味では、無理難題、いろんなことがありますけども、一緒になってこの東大和市をよくしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表し、第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）に対して賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス拡大を受け、新しい生活様式も徐々に浸透している一方、依然として感染拡大は続いて

おり、ウィズコロナの時代の対応のため間断なき取組が必要とされています。本補正予算においては、私ども公明党会派として二度にわたる新型コロナ対策に関する緊急要望や一般質問、予算要望等において対応を求めてきた事業が数多く計上されていることを高く評価いたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、在宅ワーク、リモートワークの必要性が高まり、行政のデジタル化が急務の課題となりました。今回の補正予算において、情報管理・運営事業費として庁内ネットワーク構築委託料1億3,200万円が計上されました。大変に大きな金額ではありますが、行政のデジタル化の基盤がしっかりと築かれることを評価いたします。このことにより、WEB会議や在宅でのリモートワークも可能になり、働き方改革につながることも期待しています。

庁舎管理費では、冷温水発生機更新工事基本設計委託料、高圧受電用区分開閉器等取替工事費が計上されました。どちらも包括支援管理を行ったことで、専門的な見地から課題が明確になりました。大きな予算を伴いますが、施設管理を怠れば大きな事故につながりかねません。市民の生活を支える大事な拠点として、庁舎管理については事前の保全とともに公共施設総合管理計画とも十分なすり合わせを行い、効率的な管理をお願いいたします。

児童福祉費では、民間保育園施設整備補助事業費が計上されました。武蔵大和駅前の都有地を活用した新たな保育園の建設が行われます。さらなる待機児童解消に向けて、またよりよい保育環境整備に精力的に取り組まれている担当課の御努力に敬意を表します。また、駅前の保育園は子育て世代には大変にありがたく、子育てしやすい東大和市の魅力の向上にもつながるものと考えます。

保健衛生総務費では、著名な講師をお呼びし、快腸プロジェクトにもつながる貴重な講演会が開かれます。3密を避ける対応など、新しい生活様式を取り入れての開催を楽しみにしています。

環境保全、野火止用水保全対策事業費では、一般質問で取り上げてきた野火止用水地帯の樹木の管理が行われます。長年にわたる近隣住民からの要望が解決することを本当にうれしく思います。樹木を伐採することで、近隣の日照環境が改善します。一方、その後の野火止用水のり面の整備などにはまだまだ課題があると考えます。野火止用水の管理については御苦労も多いと思いますが、東大和市が目指す水と緑輝く最高の環境ですので、これからもよろしく願いいたします。

また、駅前広場の樹木剪定もムクドリ対策として行われます。自然と共生しながらの対応、毎年御苦労いただきながらの取組に感謝いたします。

公園管理費では、暑さ対策として公園2か所にパーゴラが設置されます。防災の観点からも役立つものと考えますので、かまどベンチの設置や附属品などの検討もお願いいたします。

最後に、今回の補正予算では、GIGAスクール実現のため大きく取り崩していた財政調整基金を積み戻すことができました。これは国における地方創生臨時交付金の影響が大きく、特に、第2次の地方創生臨時交付金においては、公明党の主張により地方のニーズに合った自由度の高い交付金となっており、その効果が十分に発揮されたものです。GIGAスクールの推進については、財調を取り崩しても断固やるとの尾崎市長の強いリーダーシップの下、進められておりますが、この英断を地方創生臨時交付金が大きく後押しできたものと考えます。

長期戦が予想されるコロナ対応が新しい生活様式を取り入れたウィズコロナの段階へと移行しています。未知のウイルスと共存しながらの行政のかじ取りは困難を極めるものと考えますが、8万6,000市民の命と暮らしを断固守り抜くとの決意で、市制50周年から次の10年を見据えて、懸命なる市政運営をこれからも何とぞよ

ろしくお願いいたします。

以上、公明党を代表しての補正予算に対する賛成討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 日本共産党、森田真一です。党を代表いたしまして、第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論いたします。

本補正予算案では、都有地を活用した保育施設整備費、昭和病院に対する特別支援金などが計上されました。私どもが要望した内容が実現したことを歓迎するとともに、民間保育園、児童館、学童保育等でのコロナ感染防止策に必要な消耗品、備品の購入費など、今後も各施設での状況に応じてさらなる拡充を要望いたします。

一方で、まだまだ国や自治体の支援が届かず困難を強いられているという市民生活の実態を訴える声が多数聞かれます。この9月から開始されるマイナポイント事業や市のポイント還元事業など、キャッシュレス決済に対応できない零細事業者や高齢者等の消費者は、消費喚起の支援策から取り残されることになります。市の中小事業者等応援助成金支給事業は、売上げが前年度比5%減からと対象者を広げて実施されていますが、指定融資制度の利用者と限定されており、先行きが見えず融資を利用できない事業者は支援から取りこぼされてしまうために、別途の支援策が求められています。

8月から始まった国の家賃支援給付金事業は、申請が煩雑で給付が滞り、直近の給付額は予算2兆円の2%ほどの支給にすぎません。アルバイト等に対する休業支援金の直近の給付額も、予算5,400億円の0.7%の支給にすぎません。まだまだ必要な人に手当がされていないまま、残されています。

本補正予算案では、平成31年度決算に伴い、一般会計の黒字から14億円、特別会計の黒字による繰戻しから2億円、地方交付税と臨時財政対策債の確定差額7億3,000万円を合わせた約23億円のうち、財政調整基金に13億5,000万円、公共施設整備基金に3億3,000万円、合わせて17億円を積み上げました。その結果、原資分、積立分を含めた補正後の財政調整基金の年末残高見込みは約20億7,000万円、一般会計全体で57億6,000万円になります。さらに、国保特別会計と介護保険特別会計の基金に5億円を積み増しています。

今後、市の貯金をひたすら増やすのではなく、コロナ感染拡大から市民の命と暮らしを守ることをはじめ、福祉と暮らしの増進に振り向けることを求めます。

以上です。

〔5番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第54号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第27 第54号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成31年度の精算による一般会計への繰出金の計上や電算システム修正委託料及び国民健康保険事業運営基金への積立金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,487万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,381万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は25万9,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

第7款の繰越金は2億6,461万2,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は25万9,000円の増額で、電算システム修正委託料の計上であります。令和3年度税制改正に伴う電算システムの修正業務を委託するものであります。

第6款の諸支出金は2億6,461万2,000円の増額で、平成31年度の精算に伴います国民健康保険事業運営基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきますと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 12ページの基金費のところ、国民健康保険事業運営基金がこの補正予算で2億2,103万8,000円積み立てられるということです。31年度につくられた基金で、初年度の31年度で1億6,878万3,722円積み立てられたわけですが、この補正予算によって年度末残高見込みは幾らになるのか。それから、この運営基金の適正な額は大体幾らぐらいというふうに考えているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 補正予算書12ページ、国民健康保険事業運営基金の積立てについてでございますが、平成31年度末時点で基金積立額約1億6,878万円で、さらに今回の補正予算で約2億2,100万円を積み立てる予定でございます。ただし、まだ東京都への保険給付費等交付金等の平成31年度分の精算によります返還

額が確定してございません。したがって、令和2年度におけます残高につきましては具体的な金額がお示しできないところでございます。

また、積立額についてであります。会計検査院の資料に基づきますと、東大和市の場合、3億円程度の積立額というふうになっておるんですけれども、当市と同規模で国民健康保険の基金を活用している自治体におけます平成30年度決算時の積立額を踏まえまして、今後の国民健康保険財政の安定的な運営のために、3から6億円程度の積立てを目安としたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第55号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第28 第55号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、前年度繰越金の増額など歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万8,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ874万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は29万1,000円の減額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は424万9,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の諸支出金は395万8,000円の増額で、平成31年度の精算に伴います立野一丁目土地区画整理事業基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第56号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第29 第56号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成31年度の精算による国等への返還金
の増額や一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げる
ものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,701万5,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,437万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第5款の支払基金交付金は824万7,000円の増額で、平成31年度介護給付費の確定に伴います過年度分の交付
金の計上であります。

第6款の都支出金は844万1,000円の増額で、平成31年度介護給付費の確定に伴います過年度分の負担金の計
上であります。

第10款の繰越金は4億8,032万7,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の
増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第5款の基金積立金は2億7,142万4,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等
準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は2億2,559万1,000円の増額で、平成31年度の精算に伴います国庫等への返還金の増額と
一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 12ページの介護給付費等準備基金積立金、今回の補正予算で2億7,142万4,000円積み立
てることになります。それで、平成31年度末残高は8億946万125円でしたけれども、補正後の残高見込みは幾

らになるのか伺います。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時25分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書11ページから12ページ、基金積立額による年度末の残高ということでございますけれども、当初は現在額、基金8億900万円ほどでございますが、当初予算におきまして3億2,430万円ほど取崩しを予定しております。これを踏まえまして、今回の積立額2億7,142万4,000円を積み立てますと、利息が確定しておりませんので概算になりますが、年度末残高は7億5,600万円ほどを見込んでおります。

以上であります。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第57号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第30 第57号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成31年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額や一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,273万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,549万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は1,195万7,000円の減額で、平成31年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は3,570万2,000円の増額で、平成31年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は899万円の増額で、平成31年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は186万4,000円の減額で、平成31年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合負担金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,459万9,000円の増額で、平成31年度の精算に伴います広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 第58号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第31 第58号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

企業会計開始時点であります令和2年4月1日の固定資産減価償却費等の額が確定したこと、令和2年度の事業に係る収入としての資本費平準化債の増額等に伴いまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は総則で、令和2年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

第2条は、業務の予定量の補正で、令和2年度東大和市下水道事業会計予算、第2条第2号中「118万750立方メートル」を「1,188万750立方メートル」に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益は58万7,000円の減額。支出であります、第1款下水道事業費用、第1項営業費用は129万6,000円の減額で、令和2年4月1日の額の確定に伴う長期前受金戻入及び減価償却費の減額であります。

第4条は、資本的収入の補正で、予算第4条本文中「引継金1,782万2千円及び当年度分損益勘定留保資金4億5,618万9千円」を「引継金1億4,446万8千円及び当年度分損益勘定留保資金3億2,954万3千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります、第1款資本的収入は0円で、第1項企業債は470万円の増額、第4項他会計補助金は470万円の減額で、資本費平準化債の増額及びこのことに伴う他会計補助金の減額であります。

第5条は、特例的収入及び支出の補正で、予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ9,642

万8千円及び1億6,593万8千円である」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1億3,519万7千円及び1億897万9千円である」に改めるものであります。

第6条は、企業債の補正で、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものであります。

資本費平準化につきまして、算定方法の変更等に伴い、限度額を1億7,270万円から1億7,740万円に補正するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

第7条は、他会計からの補助金の補正で、予算第10条中「3億3,898万5千円」を「3億3,428万5千円」に改めるものであります。

以上であります。以上が、予算に関する説明書及び予算に関する説明資料の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきますと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第58号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第32 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第32 陳情の付託を行います。

8月26日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時37分 散会